

対象とする電気冷蔵庫の適用範囲について（案）

1. 電気冷蔵庫

本判断の基準等が適用される電気冷蔵庫は、冷凍サイクルと貯蔵室とを一体の箱体で構成した、家庭用の電気冷蔵庫を対象とする。



冷凍冷蔵庫



冷蔵庫

シャープ株式会社 ホームページから抜粋

今回対象とする電気冷蔵庫のうち、以下のものについて適用除外とする。

なお、適用除外にあたっての考え方として、原則1に基づき、以下に該当するものについては、対象範囲から除外することとする。

- ①特殊な用途に使用されるもの
- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- ③市場での使用割合が極度に小さいもの

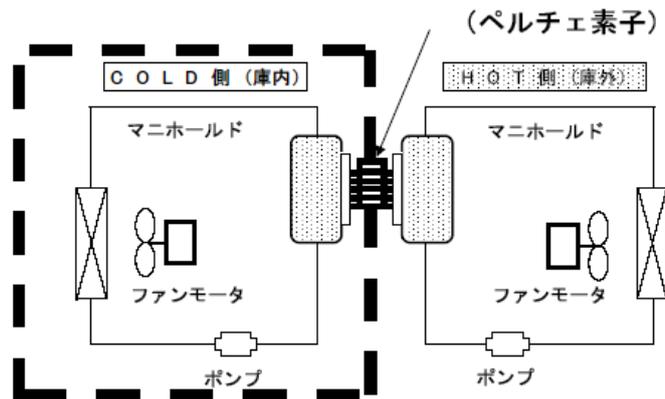
(1) ペルチェ式のもの

ホテル用等特定の用途に利用されるもので、出荷台数が極めて少ないことから除外する。

(出荷台数：500台未満)

《ペルチェ式のしくみ》

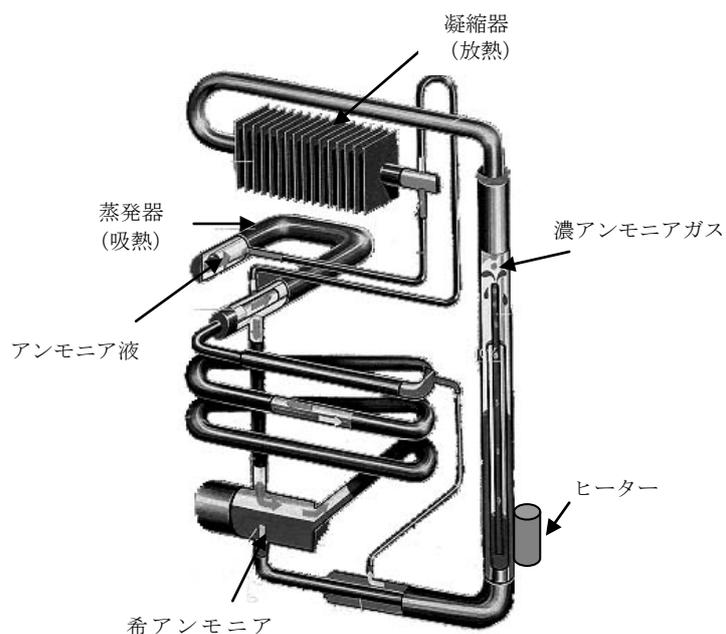
【構造】



(2) 吸収式のもの

病院、ホテル等の特定の用途に利用されるもので、家庭用の電気冷蔵庫としては出荷されていないことから除外する。

《吸収式のしくみ》



加熱すると冷たくなる吸収式

- ・熱源はガス、電気かは何でもよい。
- ・冷媒はアンモニア。
- ・吸収材は水。
- ・凝縮器で液化したアンモニアが、蒸発器で気化するときの吸熱作用で周囲を冷やす。

(3) ワイン貯蔵が主な用途であるもの（ワインセラー）

ワイン貯蔵を目的とした特定の用途で利用されるものであり、家庭用の電気冷蔵庫としての出荷台数も極めて少ないことから除外する。

（出荷台数：2000台未満）

